

第6号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例を別紙のように定める。

平成27年2月27日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴
い、関係条例の整備の必要があるので、この案を提出するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
に関する条例

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後大野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会委員	年額	324,000円
---------	----	----------

(豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(平成17年豊後大野市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第9条の規定によりなおその効力を有するとされる改正前の教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定等」に改める。

(豊後大野市愛の園生朝倉文夫記念公園運営委員会条例の一部改正)

第3条 豊後大野市愛の園生朝倉文夫記念公園運営委員会条例(平成17年豊後大野市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「委員」を「教育長又は委員」に改める。

(豊後大野市旅館営業を目的とした建築の規制に関する条例の一部改正)

第4条 豊後大野市旅館営業を目的とした建築の規制に関する条例(平成17年豊後大野市条例第230号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 教育委員会の教育長又は委員

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合の当該教育長の教育委員としての任期中(以下「在任特例期間」とい

う。)においては、第1条の規定による改正後の豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、同条の規定による改正前の豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 在任特例期間においては、第2条の規定による改正後の豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第1条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の豊後大野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

(豊後大野市愛の園生朝倉文夫記念公園運営委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 在任特例期間においては、第3条の規定による改正後の豊後大野市愛の園生朝倉文夫記念公園運営委員会条例第3条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の豊後大野市愛の園生朝倉文夫記念公園運営委員会条例第3条の規定は、なおその効力を有する。

(豊後大野市旅館営業を目的とした建築の規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 在任特例期間においては、第4条の規定による改正後の豊後大野市旅館営業を目的とした建築の規制に関する条例第7条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の豊後大野市旅館営業を目的とした建築の規制に関する条例第7条の規定は、なおその効力を有する。